



あじさい

松浦会計事務所月報

編集発行人
税理士
行政書士

松浦 寛

事務所 〒652-0806
神戸市兵庫区西柳原町2番2号
TEL 078(685)1111
FAX 078(685)1110

6月 (水無月) JUNE

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	15
木	2	16
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

6月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| 国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日 | 地方税 / 個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日 | 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |
| 国 税 / 4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)6月30日 | 労 務 / 児童手当現況届
(市町村役場に提出)6月30日 |
| 国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日 | |
| 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の
消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月30日 | |

ワンポイント 確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げ

企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするなどの観点から、令和4年5月より加入可能年齢が変わりました。企業型DC(企業型確定拠出年金)は70歳未満であれば加入者とすることができ、またiDeCo(個人型確定拠出年金)は65歳未満にそれぞれ引き上げられています。

資産税関係に

まつわるQ&A

〈譲渡所得税・相続税〉



テレビや雑誌で高齢者関係の資産の話題が多いようですが、これまで以上に資産税関係（譲渡所得、相続・贈与税）の相談も増えているようです。

そこで、今回は身近な問題を取り上げ、ポイントを簡単に整理してみます。

一 譲渡所得税関係

1 譲渡所得の収入金額

Q 所有していた土地を5000万円で購入しました。

その際、未経過固定資産税等を8万5000円受け取り、租税公課のマイナスとして処理しています。何か、問題はありますか。

A 固定資産税等は、その年の1月1日現在の所有者が4月から翌年3月までの1年分を負担します。

そして、商慣習から期間按分して精算することが実務上よく行われていますが、この金額は譲渡対価としての収入金額に算入しなければなりません。

なお、補償金、取壊費用、造成負担金、測量による精算金などの名目で受け取った金額があれば、これらについても譲渡所得の収入金額とされます。

2 合計所得金額による判定

Q 令和3年中に自宅を譲渡しましたが、居住用財産を売却した場合の3000万円控除の特例を適用したところ課税譲渡所

得金額が0円（特別控除前の所得金額2800万円）であったため、基礎控除を適用しました。
この後、問題が生じることはありませんか。

A 合計所得金額は、分離課税の譲渡所得については特別控除前の金額により判定します。したがって、合計所得金額2800万円となり、基礎控除の適用はありません。

なお、次の諸控除については、合計所得金額に制限があるため適用に注意が必要です。

① 寡婦・ひとり親控除：500万円以下

② 配偶者控除及び配偶者特別控除：1000万円以下

③ 基礎控除：2500万円以下

④ 住宅借入金等特別控除：3000万円（令和4年1月1日以後居住は2000万円）以下である年のみ適用

⑤ 重複適用できない特例

Q 令和2年に自宅を譲渡し、居住用財産を譲

渡した場合の3000万円の特別控除を適用して申告をしました。

その後、令和3年に新たに自宅を取得して居住を開始し、令和3年分の確定申告で住宅借入金等特別控除を適用して申告しましたが、問題はないでしょうか。

A 租税特別措置法は、重複して適用できないことがありますが、適用を受けるには注意が必要です。

特に譲渡所得の特別控除と住宅借入金等特別控除は、資金の流れから関係性が深く、誤まりやすいところなので十分な注意が必要です。

新築等をした家屋を居住の用に供した個人が、下記の期間において、その家屋以外の家屋（それまで居住していた家屋など）について、居住用財産の譲渡の特例の適用を受けている又は受ける場合は、その者の居住年以後の各年分について、住宅借入金等特別控除を適用できません。
※令和2年4月1日以後に譲渡した場合：その居住の用に供

した年とその前2年・後3年の計6年間

なお、ご質問のケースの場合、住宅借入金等特別控除の方が有利と後で気づいた場合でも特別控除を受けない修正申告はできず、住宅借入金等特別控除の適用を取り消す修正申告をするこ
とになります。

二 相続税関係

1 遺産分割のやり直しと課税関係

Q 昨年父が亡くなり、相続人は母と子供が3人です。当初法定申告期限までに遺産分割協議を済ませて申告してあります。

しかし、最近になって長男が母の面倒を見ないと言いだしたため、相続人間で話し合った遺産分割協議をやり直し、再配分することになりました。このような遺産分割のやり直しは課税上問題ありませんか。

A 当初の遺産分割が法的に無効となる場合を除き、

遺産分割のやり直しが行われた場合、税法では最初に取得した者に所有権がありますので、無償で移転した財産については、贈与税の課税対象となります。

2 未支給年金

Q 先日母が亡くなり遺産等を整理すると、生存中の期間に係る国民年金で、母の死亡日現在未支給のものがありましたので年金事務所に請求して、未支給分を一時金として受け取りました。この未支給分は、相続財産として相続税の課税財産になりますか。

A 年金の受給者が死亡した場合において、未支給であった年金の支払いを遺族が受けた場合には、その年金は相続税の課税財産ではなく、その遺族の一時所得に該当するとされています。

3 名義預金

Q 本年3月に亡くなった父が、私の名義で預金をしていました。

父が管理していた預金ですが、このような預金は相続財産の算定上どのように考えたら良いのでしょうか。

A 相続人名義の預金であったこと、その原資となった金員の出捐者、その管理・運用の状況、贈与の事実の有無を総合的に勘案して預貯金の帰属を判断します。

そして、名義を借りているだけで被相続人のものと判断されると「名義預金」として相続財産に計上する必要があります。
4 特別縁故者の取扱い

Q ボランティアのCさんは身寄りのない老人のお世話をしていました。老人には、相続人等がいなかったため、自分が亡くなったら財産をCさんにあげると言っていました。遺言はなく昨年亡くなりました。Cさんは、周囲の勧めもあって家庭裁判所に特別縁故者への相続財産の分与請求の申立てを行っていたところ、本年4月にその請求

が認められ、相続財産の分与を受けられました。この場合、課税関係はどうなりますか。

A 民法の特別縁故者に対する相続財産の分与の規定により相続財産の分与を受けた場合には、その分与を受けた者は、その分与を受けた財産を被相続人から遺贈により取得したものとみなされ、相続税の納税義務者となります。

この場合、相続税は被相続人の相続開始時の法令に基づき計算され、課税される財産の価額は、その財産分与を受けた時の価額となります。



「対価を得て行われる取引」とは〔消費税〕

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引に課税されます。この「対価を得て行われる取引」とは資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供（資産の譲渡等といいます。）に対して反対給付を受け取る取引をいいます。そこで、対価を得て行われる取引とは、どういった取引か確認してみましょう。

1 対価を得て行うものとは

資産の譲渡等に対して反対給付として対価を得る取引をいいます。したがって、単なる贈与、営利を目的としない親睦会の会費、寄附金、補助金、損害賠償金などは一般的には資産の譲渡等の対価に該当せず、原則として課税の対象になりません。また、無償の取引（みなし譲渡に該当するものを除きます。）や利益の配当、宝くじの当選金等も同様に課税対象になりません。

一方、交換、代物弁済、現物出資などのように金銭の支払を伴わないが何らかの反対給付があるものや負担付き贈与などは、対価を得て行われる取引に該当し、課税対象となります。

2 みなし譲渡とは

みなし譲渡とは、個人事業者が商品を家事のために消費・使用した場合や、法人が役員に対して自社製品を贈与又は低額譲渡した場合などをいい、対価を得て行われたものとみなされ消費税の課税対象となります。この場合の課税標準はその時における資産の価額に相当する金額、つまり時価となります。

3 試供品や見本品の提供

試供品や見本品の提供は対価を受け取らない限り課税対象になりません。また、商品を販売する際にサービス品をつけたり、自社製品を得意先に無償で贈与した場合も対価を得ていることにはなりませんので、課税対象になりません。

住宅ローン控除の対象となる家屋等の取得対価の額

住宅用家屋の取得をする際に、その家屋と併せて構築物等の取得をする場合があります。住宅ローン控除を受ける場合に、この構築物等は税額控除額の計算に当たって「家屋等の取得対価の額」に含まれるのでしょうか。

住宅ローン控除の対象となる「家屋等の取得対価の額」には、門や塀等の構築物、電気器具、家具セット等の器具、備品又は車庫などの構築物等を家屋等と併せて同一の者から取得等をしている場合で、その構築物等の取得等の対価の額が僅少と認められるものを含めることができます。

しかし、家屋等はA社、構築物等はB社から購入するといった場合には、同一の者から購入しているものではありませんので、その構築物等の取得対価の額を「家屋等の取得対価の額」に含めることはできないこととなります。

事業復活支援金と会計処理

A 4月決算法人です。4月中に事業復活支援金の申請をし、5月に支給を受けましたが、いつの事業年度の収入に計上すればいいのでしょうか。交付決定日は不明ですが、振込手続が完了した旨の通知書は4月に受け取っています。

法人税では、ある収入の計上時期は、原則として、その収入すべき日が確定した日の属する事業年度とされています。そして、事業復活支援金については交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられます。よって、交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上しなければなりません。交付決定日が不明の場合は、原則として、通知書を受け取った4月に収益として計上することとなります。